

基準 8 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① : 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

【教育研究等環境に関する方針の適切な明示】

「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献することを目的とする。」という本学の理念・目的のもと、教育研究等環境の整備に関する方針を以下のとおり明示している（資料 8-1【ウェブ】）。

＜教育研究等環境の整備に関する方針＞

本学は、「仏教精神に基づき、社会を主体的に生きることのできる人物を育成する」と定めた人物養成の基本目的を具現化するため、学生一人ひとりが主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、教育力を高められる教育環境と、持続的に研究成果をあげられる研究環境の整備に努め、以下の方向性をもって学修、教育研究環境を整備する。

- (1) 図書館、研究室、語学学習支援室等において、学生一人ひとりが主体的に学ぶことができる学習環境を整備する。
- (2) 大学の、絶えざる教育の質的転換を支え、教育力を高められる教育環境を整備する。
- (3) 大学が組織的におこなう研究活動と、教員が個々におこなう研究活動に適した環境の整備に加え、次代の研究者を育てる研究環境を整備・維持する。
- (4) ユニバーサルデザインに配慮しバリアフリーへの対応を進めるとともに、省資源や省エネルギーに配慮した、人と環境にやさしく、心やすらぐキャンパス整備を計画的に進める。
- (5) キャンパス内での事故や労働災害等を防止するための措置を徹底し、安全で快適なキャンパス環境を整備する。

【有効性や適切性の判断】

教育研究等環境の整備に関する方針は、本学の基本的な方針に沿って、教育環境及び研究環境について、理念面と施設面の双方に言及した方針を定めている。この方針は、教授会及び部課長会議を通じて全教職員に共有された上、本学 Web サイトで一般に公開されており、適切に明示されていると判断できる。

点検・評価項目② : 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備し

ているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

【施設、設備等の整備及び管理】

本学は、大谷大学短期大学部と同一敷地内に本部キャンパスと湖西キャンパスを整備している。校地面積は 85,597.02 m²、校舎面積については 72,956.58 m²を有しており、いずれも「大学設置基準」等の法令上必要な面積を満たしている。

また、本部キャンパス総合整備計画により、本学の主となる教室棟「慶聞館」が 2018 年 3 月に竣工し、教室とともに学習支援事務室（教務課、学生支援課、キャリアセンター）や学習支援施設（語学学習支援室、学習支援室、文藝塾）が稼働している。

湖西キャンパスについては、竣工以来約 20 年が経過し大幅な改修が必要となっていたグラウンド（全面真砂土仕様）を、人工芝をメインとする仕様に改修し、2020 年 3 月に竣工した。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、場所にとらわれず学習、研究を行えることを目的として学内 LAN 上にファイルサーバを配置し、学生及び教員個人ごとに領域を割り当てて、利用できるようにしている。これにより授業時間以外も、継続して学習を進めることができる。また、VPN も整備し、一部の学内リソースへ自宅などからもアクセスできるよう整備している。

2 号館の一部（2 号館のうち、2002 教室及び 2301 教室は整備済み）を除く全館に無線 LAN を整備し、大学が設置した機器のみならず、個人が所有する ICT 機器も学内 LAN に接続して学習、研究に利用できるよう整備している。

COVID-19 拡大防止策の一環によるオンライン授業実施に当たり、従来限定的に利用されてきた Moodle（学習管理システム）を全学に開放するとともに Microsoft Teams を新たに導入し、一部の教室に授業収録システムを整備した。

○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

校地・校舎等の管理責任体制については、「固定資産及び物品管理規程」第 4 条に「経理責任者（各経理単位の長）は、管理責任者を命じ、管理単位ごとに管理担当者を置いて所属物件を管理させる。」と規定している（資料 8-2）。また、「大谷大学危機管理規程」及び「大谷大学危機管理基本マニュアル」のもと、防火・防災体制についても「防火・防災管理規程」並びに「大谷大学大規模地震対応消防計画」を整備し、学長を管理権原者として、

本部隊のほか、本部キャンパスの各建物を3地区隊で分担する自衛消防隊も組織している。毎年、防災の日にあわせて、防火・防災体制の所管である総務部総務課が主になり、大規模災害の発生を想定した消防訓練を全職員が参加して実施している（資料8-3、資料8-4、資料8-5）。また、建築物の定期報告や法定停電による電気設備点検、煤煙測定、受水槽点検など、法令上で必要な安全面並びに衛生面の調査についても、「大谷大学危機管理基本マニュアル」におけるリスク管理の体制に則し、毎年、定期的に行っている。

○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全てのキャンパスにおいて、ユニバーサルデザインや環境に配慮し、バリアフリーへの対応を進め、教育・研究のニーズに応じた設備を有して整備している。また、多目的トイレについては、利用対象者が分かりづらい表記であったため、2020年3月より「みんなのトイレ（All Gender Restroom）」の表記を追加した。

特に慶聞館内では、館内重力換気や太陽光発電を利用したシーリングファン、地熱を利用したクールヒートチューブ、館外にはドライミストを設置し、省エネ化にも取り組んでいる。

○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習のための環境整備として、響流館内1・2階に図書館、3階に総合研究室を接続する形で配置しており、総合研究室では任期制助教が大学院生や学部生の日常の学習指導や卒業論文の指導にあっている。静謐な環境が保持されている図書館と、学習相談が可能な総合研究室は、学生のニーズに応じて使い分けがされている。また、慶聞館には、学生と教員、学生同士が交流を図り、アクティブラーニングを展開できる「マルチスペース」や、輪読会や模擬授業、模擬プレゼンテーションなどに利用できる「サブゼミスペース」、大型モニターやホワイトボードを備え、ミーティングやグループワークなどに利用できる「コモンスペース」を配置している。これらの施設は学生が随時利用できるように整備されている。

このほか、慶聞館には、リメディアル教育に主眼を置く「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、留学相談や外国語勉強会の提供などの語学学習支援に当たる「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、高度で応用的な文章作成能力を身につけることができる「文藝塾」を配置している。これらの学習支援施設は、授業での紹介を通して学生への認知度を高めている。慶聞館と響流館との間は連結ブリッジを設置しており、学生の利便性に配慮した動線を確認している。また、地域連携室事務室と地域連携を目的とした共同スペースである「コミュ・ラボ」をターミナル駅である「北大路駅」に隣接した響流館1階に配置し、地域連携をいかした学習支援を図っている。

【教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

新任の教員を対象に、大学のネットワークシステムであるOUNETの説明会を開催している。新入生へは、第1学年の必修授業である「学びの発見」の授業内で行われる「情報入門」の時間に情報倫理の説明を行った上、国立情報学研究所の情報倫理学習コンテンツ「りんりん姫」の受講を推奨している。コンテンツのすべてで合格条件を満たした学生に

対して期限を定めて総合テストを実施している。在学生へも、継続学習として国立情報学研究所の教材を Web で提供している。

【有効性や適切性の判断】

施設整備については、中・長期的な視野にたった総合整備計画により着実に実施してきた。研究倫理教育においても、文部科学省のガイドラインに沿って、対象となる教職員・学生に対して計画的に実施されており、適切であると評価できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

図書館は、本学設置専門分野ごとの収書方針を策定するとともに、シラバス記載の参考図書を整備する等、教育研究に不足のない収書を行っている。年間の図書関係予算（図書、逐次刊行物、消耗資料費図書、オンライン資料等）として、約7,800万円を配分し、選書業務担当教員による選書と図書館委員会での審議を経て収書を行っている。2020年4月1日現在、図書882,729冊（和漢書697,188冊、洋書185,541冊）、学術雑誌6,525種（和5,885種、洋640種）、各種データベース7点、電子書籍975点、電子ジャーナル1,670誌（2011年度より導入）、機関リポジトリ7,320件、その他AV資料も多数所蔵している。図書館以外に、総合研究室、短期大学部幼児教育保育科研究室、仏教教育センター、人権センター、教職支援センターにも、それぞれの施設の利用者にとって有益となるような図書資料を配置し、利用者の利便を図っている。また、図書館には、東アジア全域にわたる古典籍資料等、特徴あるコレクションも所蔵している。

各種収蔵資料は、Webによる検索システム「大谷大学図書館情報検索システム」のOPACによる検索が可能である（資料8-6【ウェブ】）。OPACは学内外のWeb接続PCより24時間検索が可能であり、Webを介して国立情報学研究所の学術情報コンテンツや他大学・研究機関、国立国会図書館など各種図書館の情報検索システムにもアクセス可能である。また、各種図書館協会に加盟している他、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）やオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）等にも参加し、学外諸機関の学術情報にアクセスが可能である。古典籍資料は冊子目録により検索可能であるが、その一部は大学

Web サイト「古典籍データベース（試行版）」にデータを蓄積し公開中である。国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用は図書館内で可能である。

図書館利用に際しては、閲覧席 588 席を用意し、授業期は平日 9:00～20:30 開館、土曜日 10:00～17:30 開館、また休業期も短縮開館を実施するなど利用環境を確保している。学生は、「大谷大学図書館情報検索システム」上に各人がポータルサイトを持つことができ学習への利便を図っている。（資料 8-7【ウェブ】）

利用者である学生に対しては、図書館利用ガイダンスやガイドツアーをはじめ、図書のリクエスト制度や学生が選書に参加する選書プロジェクトを実施し図書に親しむ機会を創出している。また、図書館長宛の意見・質問箱「館長直々」を設置し回答を掲示するなど利用者の意見を運営に反映する仕組みを整備している。過去事例では、利用者からの要望により、図書返却日をメール連絡する仕組みを追加したり、閲覧室内ロッカー付近に一時的な物置台を設置するなど、利用環境の改善に寄与している。

なお、2020 年度は、COVID-19 拡大防止策として、閲覧席の減数、図書の郵送貸出や返却期限の延長、返却本の 24 時間以上隔離などを実施した。

【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

職員については、2020 年度の職員スタッフ 15 名（館長は教員兼務のため除外）のうち司書有資格者は 10 名で、このうち専任職員 2 名を本学が司書として認定している。この 2 名は漢籍、和古書それぞれの専門司書であり、所蔵資料の研究利用を支援する環境を整えている。

【有効性や適切性の判断】

本学の特徴である仏教典籍を基盤に、本学設置専門分野を中心とした蔵書構築を行うとともに、Web による検索システムと個人用ポータルサイトの運用など、利便性も着実に向上させている。専門スタッフの配置により、大学の理念に沿った特色ある図書館となっており、適切に運用していると判断できる。

点検・評価項目④ : 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1 : 研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

【研究活動を促進させるための条件の整備】

本学が定めた「教育研究等環境の整備に関する方針」の中で、研究活動に対する基本的

な方針を「大学が組織的におこなう研究活動と、教員が個々におこなう研究活動に適した環境の整備に加え、次代の研究者を育てる研究環境を整備・維持する。」と明示しており、この方針に基づいて、教員への個人研究費の支給や真宗総合研究所での研究活動を推進している（資料 8-1【ウェブ】）。

専任教員（講師、准教授、教授）には 1 人 1 室の個人研究室が割り当てられ、学生指導や研究活動の拠点となっている。また、任期制助教へは総合研究室の中央部にデスクが配置されており、学生指導と研究を行っている。博士後期課程の学生には、総合研究室内にデスクが用意されている。

専任教員個人の研究活動にかかる経費は研究資料費として支給している。支給額は、全教員対象に研究資料費 A 35 万円、応募による研究資料費 B 20 万円である。任期制助教に 48 万円、真宗総合研究所の PD 研究員（任期制）に 30 万円を支給している。この個人研究費については、科学研究費助成事業の支給基準に合わせて運用している。

また、真宗総合研究所では、科学研究費への応募を条件として個人研究及び共同研究に対して研究助成を実施している。

科学研究費の採択を促進するために、各教員が科学研究費申請の準備に入る夏期に、Web による「科研費セミナー」受講を推奨している。受講は任意であるが、セミナー情報は学内に公開しており、科学研究費を申請する教員への有用な機会となっている。また、科学研究費の採択経験のある教員による申請書類の事前チェックを希望者に対して行っている。

専任教員の国内外機関への研究留学支援のため「在外研究員助成」制度を設けている。また、学術研究の成果として、その価値が認められる刊行物の出版に対して「学術刊行物出版助成」を行っている。

本学における教育研究の質的向上及び学生の学習研究能力の向上に資することを目的として、学部生・大学院生を登用するアシスタント制度を設けている。ティーチング・アシスタント（大学院生）、スチューデント・アシスタント（学部生）のほか、情報教育アシスタント、ライブラリ・アシスタント、留学生アシスタント等、多様なピア・サポート学生（ラーニング・アシスタント）を配し、学生の日常的な学習活動に対して十分な支援を提供している。また、真宗総合研究所において実施する研究事業の補助的業務に携わるものとしてはリサーチ・アシスタント（本学大学院博士後期課程院生）の制度を運用している。

なお、2020 年度は、COVID-19 拡大防止策の一環として入構制限が実施されたことにより年度当初より学外者を招聘しての研究活動の自粛を要請した。その後、入構制限の一部緩和に応じて学内及び関係学外研究者向けに取扱い（資料 8-8、9）を周知し、安全に配慮した研究活動を推進した。

【有効性や適切性の評価】

専任教員や任期制教員、真宗総合研究所の嘱託研究員の研究活動と大学院生・学部生の各種アシスタント制度、リサーチ・アシスタントの制度は整えられており、多様な立場で研究活動が可能となっている。また、専任教員の研究費の運用については科学研究費の運用方法を基準としており、有効に運用されていると判断できる。

点検・評価項目⑤ : 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

【研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組】

研究倫理及びコンプライアンス教育に関しては、公的研究費を管理する研究機関の義務となっていることから、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、2017年度から「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」をはじめとする関連規程を運用していたが、ガイドラインを再度確認した上で2020年度末までに全面的に規程整備を行い、2021年度施行予定である（資料8-10）。

上記により、2017年度から新たに e-learning 講座を導入し、教員及び大学院博士後期課程の学生に、日本学術振興会作成の e-learning 教材「eL CoRE」の受講を義務付けた。また、学生（短期大学部生・大学生・大学院修士課程・大学院博士後期課程）に対しては、研究倫理啓発用文書「レポート等における「盗用」等の「研究不正」について」を配付し、ゼミ等において指導教員より説明を行った。2020年度も、同様に教員及び学生に対する研究倫理及びコンプライアンス教育を徹底し、公正な研究活動の推進に努めた。

教員の研究活動における、研究倫理審査については、個人情報を含むアンケート調査を必要とする研究計画などについて、研究倫理委員会を適宜開催して審査を行っている。研究倫理委員会の審査で指摘された内容は研究者へ伝えられ、研究方法の改善が行われている。また、研究費不正防止委員会は、研究費の不正防止計画の策定及び点検を行っており、適正な研究費の管理運用体制の改善にも寄与している。更に、公的研究費の不正防止への取組や管理体制は「公的研究費の管理・監査のガイドライン」として本学 Web サイト上で公表し、学内外からの相談窓口と不正行為を申し立てるための第三者の窓口を設け、不正行為が発生した場合における対応等に関し必要な事項を定め、調査ができる体制をとっている（資料8-10）。

【有効性や適切性の判断】

研究倫理に関する規程は、文部科学省によるガイドラインに準拠し体系的に整備している。規程に基づいた委員会等では、必要な案件について審議する体制をとって実効性があることに加え、研究者の研究倫理に対する意識の向上にも有効であると判断できる。

点検・評価項目⑥ : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教育研究等の環境整備については、教育研究支援委員会、研究倫理委員会、図書館委員会、博物館委員会等の学内委員会で、現状の把握を行っている。問題が生じた場合には、大学の執行体制である大学運営会議において審議し、学内各部門へ改善の指示を行っている。2018年度より内部質保証の考え方による点検が行われるようになり、問題が生じるごとの点検・改善ではなく、点検・評価の指標（利用者数、スタッフからの聞き取り、学生からの要望等）を活用しながら、定期的に点検・評価を実施することができるようになった。

具体的な改善として、2020年度より研究資料費Bの申請書式を変更した。（資料8-11）2019年度までは当該年度から3年間の研究計画を記入する書式であったが、2020年度書式から当該年度のみ研究計画を詳細に記入するよう変更し、当該年度終了後に研究の点検を促すべく「確認書」の提出を求めることとした。更に、その「確認書」の提出を次年度研究資料費B申請の与件とし、研究成果の可視化サイクル化を図る予定である。

【点検・評価結果に基づく改善・向上】

各種委員会から上がった課題は、大学運営会議で審議し、各部門への改善指示を行っている。例えば、総合研究室では大学院生の減少やグループワークを必要とする学問分野の増加などにより、グループワークスタジオを設置するなど、改善を図ってきた。新たな内部質保証システムのもとでのさらなる改善・向上が期待できる。

（2）長所・特色（意図した成果が見られる（期待できる）事項）

2018年4月より新教室棟「慶聞館」が稼働しており、アクティブラーニングに適した多機能の教室が整備されていることと、学生の自主的な学習のための環境整備が図られていることは特色として挙げられる。従来の施設である図書館・総合研究室で、静謐な読書環境を提供する図書館と学習相談やグループ学習も視野に入れた総合研究室との連携が図られていたが、これに加えて新教室棟の各種学習支援施設（「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、「文藝塾」）を慶聞館に移設したことにより、より学生の学習活動への利便性が高まった。また、地域連携事業を行うコミュ・ラボや、全学的な宗教教育の拠点となる仏教教育センターといった施設の稼働により多様な関心を持つ学生の学習支援施設への動線が改善され、学生にとってより多様な学内拠点が選択可能となった。

（3）問題点（改善すべき事項）

図書館・総合研究室と各学習支援施設（学習支援室、語学学習支援室、文藝塾、コミュ・ラボ、仏教教育センターなど）については、その連携と機能分化が課題となっている。総合研究室主任を中心とした総合研究室運営委員会で意見を聴取し、各学習支援施設関係者とも調整し、上位機関である大学運営会議において協議を行う必要がある。2020年度においては、COVID-19拡大防止策を優先したこともあり、総合研究室運営委員会として十分な協議を行うことができなかったため、継続課題とする。

また、近年、研究活動に関する書類作成等の業務が教員の研究時間を圧迫する傾向にあるため、教員が本来の教育研究時間を確保できるように、書類作成に係るシステム化やスリム化についても検討する必要がある。

（４）全体のまとめ

本学の教育研究等環境の整備については、中・長期計画の中で、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を行っているところである。また、教育研究等の環境整備は、グランドデザインにもうたわれており、本学の教育理念を反映したものとして計画されている。教育環境においては、アクティブラーニングに対応した教室や、コミュ・ラボの設置など、社会環境・教育環境の変化に対応して拡充してきたものもあり、仏教教育センターのように本学の教育理念の根幹を表現するものも整備している。また、研究環境については、真宗総合研究所を中心として、科学研究費等の外部資金の獲得のサポートを行うなど研究環境の整備に努めている。また研究倫理教育や研究倫理に関する規程整備については、適切に対応している。

以上のように、本学の理念を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示・共有し、それに基づいた施設・設備の整備等を行っている。2018年度以降は内部質保証システムにより、定期的にその内容を点検・評価をし、改善を行っている。

全体のまとめとして、本学の教育研究環境等の整備については、仏教の理念を基盤とする大学として、特色ある環境が実現されていると判断できる。